

あなたの味方。労働組合があります！

契約社員 アルバイト パート 派遣

などで働く方・ご家族へ



安心して働く! 労働組合に入って「無期雇用」へ

同じ事業者の下で、通算5年を超えて働いた場合、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるようになりました。
契約期間が1年の場合5回目の更新後の1年間に、契約期間が3年の場合、1回目の3年間に、無期転換の申込権が発生します。

〈労働契約法改正!「無期転換ルール」2018年4月から本格化〉

契約期間 1年の場合



契約期間 3年の場合



※通算期間のカウントは2013年4月以降に開始した契約が対象

無期転換がもたらす「4つ」のメリット

1. 契約の不更新や雇止めの不安が解消されます。
2. 仕事の改善点など、職場で意見が言いやすくなります。
3. 有給休暇や病欠など、当然の権利が行使しやすくなります。
4. 労働組合に入ることをためらう必要がなくなります。

ただし、

労働者のあなたから
事業主に申し入れなければなりません。

雇い止めのない安心できる生活を続けるために

〈労働相談ホットライン〉 無期雇用転換の相談は

0120-378-060

労働組合に入ると仲間同士の助け合いによる共済制度が利用できます

ちょっとまって！

その契約書サインする前に



こんなときは要注意！すぐにご相談を

- 雇用通算期間 5 年未満で雇止め
- 契約書に更新回数、契約期間の上限がある
- 契約書に「次回の更新を行わない」と記載がある
- 契約更新の条件として「無期の申し入れをしないで」と言われた
- 成績優秀者だけしか無期雇用になれない
- 一定期間休んでくれたら、また雇ってあげると言われた
- 無期雇用になる時、労働条件が悪くなる

「無期雇用転換5年ルール」はじまる

労働契約法の改正により、パート、アルバイト、契約社員、派遣など有期労働契約が通算で 5 年を超えた場合、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換できる「無期転換ルール」がはじまりました。労働者の雇用の安定を図ることを目的としていますが、無期転換権の発生が本格化する 2018 年 4 月を前に、無期転換ルールを口実にした雇止めなど違法・脱法行為が起きています。

（労働相談ホットライン）
雇止め、雇用の不安、無期雇用転換の相談は

0120-378-060

雇い止めのない安心できる生活を続けるために

労働組合に入って安定した雇用を



「無期雇用」転換前の雇止めをストップ

「勤続 5 年を超えるパート職員は、法律が変わったので来年度以降の契約更新はできない。6 カ月休んでくれたらまた採用できる」と言われたと、北海道 A 市児童館に勤めるパート指導員から相談が寄せられました。

労働組合に入り団体交渉に臨み、同僚 140 人を超えるパート指導員などの雇止めをやめさせ、継続雇用を約束させました。

無期雇用で安心して働けるように

生協（コープ）ではパート、アルバイトなど多くの方が有期雇用契約で働いています。労働組合が労働条件改善、無期雇用・正社員化を繰り返し経営者に申し入れ、これまでに希望する 3 万 5 千人の無期雇用転換を実現しています。「雇止めの不安がなくなり、ローンも組めるようになった」と喜びの声が寄せられています。

派遣から直接雇用に！次は正社員へ

リーマンショックによる退職から派遣となり、製造・販売メーカーで働きはじめました。3 年間の契約満了が迫り将来不安が募る中、先輩から「正社員をめざしたらどうか」と言われ労働組合に入りました。労働組合が派遣元に正社員になるための協力を要請する、私の正社員化を求めてストライキを行うなど支援してくれました。その結果、今では契約社員として働いています。次は正社員をめざしています。

全労連

全国労働組合総連合 〒113-8462 東京都文京区湯島 2-4-4 全労連会館 4F
TEL (03) 5842-5611 FAX (03) 5842-5620

全労連

検索

www.zenroren.gr.jp